

# 遺伝子組換え作物の栽培に関する条例（仮称）素案の考え方

## 遺伝子組換え作物の栽培試験に関連する部分を抜粋

### 1 目的

遺伝子組換え作物の開放系での栽培による一般作物との交雑及び混入を防止

開放系栽培試験以外の遺伝子組換え作物の栽培も含めた共通の目的として整理

### 2 適用範囲

道内に所在する試験研究機関が研究ほ場で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験（以下「開放系栽培試験」という。）に適用する。

#### （ 1 ）試験研究機関

次のアからウのいずれかに該当する者（支部、支所などの出先機関を含む。）

ア 国、独立行政法人及び地方公共団体の試験研究機関

イ 大学及び高等専門学校

ウ 試験研究を業務として実施する事業者であって知事が定める要件を満たすもの

知事が定める要件 … 規則等

試験研究施設ごとに次の全ての要件を満たすこと

- ・ 専ら試験研究に従事する研究員が 2 名以上配置されていること
- ・ 上記の研究員は、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、2 年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有すること
- ・ 遺伝子組換え作物の種子及び収穫物をその他の作物の種子及び収穫物と区分して保管・管理できる施設を使用する権原を有すること

#### （ 2 ）研究ほ場

試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場（ビニールハウス、ガラス温室を含む。）

### 3 開放系栽培試験の届出

- ( 1 ) 開放系栽培試験を行おうとする試験研究機関は、あらかじめ、開放系栽培試験ごとに、必要な事項を知事に届出
- ( 2 ) 開放系栽培試験の届出をしようとする試験研究機関は、あらかじめ、周辺地域、住民等を対象とした開放系栽培試験に係る説明会を開催
- ( 3 ) 知事は、開放系栽培試験の届出があった場合、食の安全・安心委員会（仮称）の意見を聴取し、必要に応じて開放系栽培試験の変更などを指示、命令
- ( 4 ) 開放系栽培試験の届出をした試験研究機関が、届出をした内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、必要な事項を知事に届出

### 4 開放系栽培試験を実施する試験研究機関の義務

- ( 1 ) 開放系栽培試験を総括する管理責任者の設置
- ( 2 ) 一般作物との交雑の防止、一般作物の種子や収穫物への混入の防止
- ( 3 ) 開放系栽培試験の終了後、開放系栽培試験に用いた遺伝子組換え作物の処理や収穫物の使用、搬出等に関する状況の記録、保管
- ( 4 ) 一般作物への交雑の有無を確認するため、指標作物の栽培など必要なモニタリング措置を実施するとともに、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告
- ( 5 ) 一般作物との交雑や混入の恐れのある事態が生じたときには、直ちに知事に報告し、その指示に従うこと
- ( 6 ) 一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じた場合、直ちにその状況を知事に報告する等、必要な措置

#### ( 参 考 )

無届出などに対して、実効性のある担保措置を検討